

○上下水道局共同研究実施要綱

〔平成 24. 11. 1
上下水道企業管理内規第21号〕

改正 平26. 4. 1 上下水内規 2 平30. 3. 30 上下水内規 1
平31. 4. 1 上下水内規 9

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が民間企業等と共同で実施する研究等（以下「共同研究」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の種類)

第2条 この要綱における共同研究の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型共同研究 上下水道局が必要とする技術及び課題を提示し、広く研究者を募集して行うものをいう。
- (2) フィールド提供型共同研究 実用化を視野に入れ、フィールドテストが必要な技術について行うものをいう。

(共同研究の実施要件)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、共同研究が、次に掲げる要件を満たすときに実施することができる。

- (1) 水道事業又は下水道事業に有益であること。
- (2) 共同研究として実施することが合理的であること。
- (3) 上下水道局が用地、施設、水道水、下水処理水、上下水道資材等を提供することが合理的であること。
- (4) 共同研究を実施することにより、上下水道局の業務に支障を来さないこと。
- (5) 上下水道局の技術継承及び職員の技能の向上に資すること。

(共同研究の申込み)

第4条 共同研究を実施しようとする民間企業等は、公募型共同研究の申込みに当たっては公募型共同研究申込書を、フィールド提供型共同研究の申込みに当たってはフィールド提供型共同研究申込書を管理者に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出に当たっては、共同研究の企画書を添付するものとする。

(フィールド提供型共同研究の実施の判断)

第5条 管理者は、前条の規定により、フィールド提供型共同研究の申込みが

あったときは、第3条に定める要件に該当するか否かについて、判断するものとする。

- 2 前条の判断の結果、第3条に定める要件に該当しないと管理者が判断したフィールド提供型共同研究の申込案件については、次条に定める委員会の審議対象としない。

(共同研究候補者審査選定委員会)

第6条 管理者は、共同研究の相手方（第9条第3項において「共同研究者」という。）の候補者（以下「共同研究候補者」という。）の審査及び選定を行うため、共同研究候補者審査選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、技術部長、技術部に属する課の課長及び技術部長が指名する者をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長は技術部長をもって充て、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 7 委員会の事務局は、技術部計画課に置く。

(委員会の審議事項等)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究候補者選定のための審査基準
- (2) 第4条の規定により提出された申込書及び企画書の内容
- (3) 共同研究候補者の選定
- (4) その他共同研究候補者の審査に必要な事項

- 2 委員会は、審議の結果について管理者に報告するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて共同研究の申込者に対して意見聴取を行う。
- 4 委員会は、共同研究の申込者が共同研究を行うために必要な技術的能力及び経営基盤を有していないと判断したときは、共同研究候補者として選定しない。

(共同研究候補者の決定)

第8条 管理者は、委員会の報告を受け共同研究候補者を決定する。

(協定の締結)

第9条 管理者は、前条の規定により共同研究候補者を決定したときは、協定を締結する。

2 前項の協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 共同研究候補者の名称及び住所
- (2) 共同研究の名称、内容及び実施期間
- (3) 共同研究の業務分担
- (4) 共同研究に要する費用の概要及び分担
- (5) 共同研究の中止
- (6) 共同研究により発生する知的財産権の取扱い
- (7) 共同研究の成果の取扱い
- (8) 秘密の保持
- (9) 損害賠償
- (10) 協定の解除
- (11) 協定の有効期間
- (12) 協定に関する疑義、協定に定めのない事項等の取扱い

3 前2項の規定により協定を締結した共同研究候補者をもって共同研究者とする。

4 管理者は、第1項及び第2項の規定により締結した協定を変更しようとするときは、変更協定を締結する。

(適用除外)

第10条 管理者は、共同研究の申込者が国、地方公共団体その他公益法人である場合又は特別な事情がある場合は、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この内規は、令達の日から施行する。

附 則 (平26上下水内規2)

この内規は、令達の日から施行する。

附 則 (平30上下水内規1)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平31上下水内規9)

この内規は、令達の日から施行する。